

秦野市国際交流協会規約

(名 称)

第1条 本会は、秦野市国際交流協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、秦野市に住む外国人と秦野市民との交流を通じ、国際親善と国際理解を図り、もって世界平和に寄与することを目的とする。

(性 格)

第3条 本会は、国籍、政治信条、思想、宗教等の相違を超えて、会員の自主的意志に基づき活動するものとする。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 諸外国の市民との相互交流・援助の促進
- (2) 市民に対する国際交流の趣旨の普及
- (3) 国際交流諸団体との交流
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会員及び会員資格)

第5条 本会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する個人（家族会員を含む）及び法人・団体・個人（賛助会員）をもって構成する。入会は、会費の納入を必要とし、継続した未納は退会の意思表示とみなす。

(会 議)

第6条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 顧問 | 若干名 |

(役員の選出及び任期)

第8条 役員は、総会において選出する。

2 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

3 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の運営にあたる。
- 4 会計は、本会の経理を処理する。
- 5 監事は、会務の執行及び会計を監査する。

(会長の専決事項)

- 第9条の2 会長は、その専決により予算の補正、流用及び予備費の充用をすることができる。

(総 会)

- 第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会及び臨時総会は、会長がこれを召集する。
- 4 総会において審議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画及び事業報告
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他役員会が必要と認めた重要事項
- 5 総会において報告する事項は、次のとおりとする。
- (1) 予算の補正、流用及び予備費の充用
 - (2) その他役員会が必要と認めた事項

(役員会)

- 第11条 役員会は、第8条に掲げる役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要な都度、会長が召集する。
- 3 役員会において審議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画及び予算案の編成に関すること
 - (2) 事業計画及び予算の執行に関すること
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

(議 事)

- 第12条 総会の議長は、互選により選任する。

- 2 役員会の議長は、会長が当たる。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会 費)

第14条 会員は、次の年額会費を納入する。

(1) 法人・団体・賛助	3, 000円以上
(2) 個人	2, 000円
(3) 家族（個人会員の家族一人につき）	500円
(4) 学生・生徒会員	500円
(5) 外国料理飲食店会員	1, 000円

(電子印の利用)

第15条 事務処理上特に必要があると認めるときは、会長印の印影(以下「電子印」という。)を印刷装置により打ち出すことによって会長印の押印に代えることができる。

2 第1項の規定により電子印を利用する者は、電子印の不正使用のないよう適正に管理しなければならない。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第17条 本会の事務局を会長が指定する場所におく。

(顧 問)

第18条 本会に相談役として顧問若干名を置く。

(弔事)

第19条 本会は、第8条の役員及び第18条の顧問（いずれも現職）の弔事に当たり、以下の基準により弔意を表すものとする。

(1) 役員本人が死亡したとき	生花等
(2) 顧問本人が死亡したとき	生花等
(3) 上記の他に特に必要と思われる場合は、会長、副会長が協議の上、弔事を実施し、役員会で追認を受けるものとする。	

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会において決定する。

附 則

この規約は、1985年4月20日から施行する。

この規約は、1991年6月14日から施行する。

この規約は、1997年6月6日から施行する。

この規約は、2004年6月30日から施行する。

この規約は、2005年5月20日から施行する。

この規約は、2008年5月29日から施行する。

この規約は、2010年4月20日から施行する。

この規約は、2022年4月20日から施行する。

この規約は、2025年4月15日から施行する。